

中間決算に係る説明書類

事業年度 自 平成 26 年 4 月 1 日
(第 7 期中) 至 平成 26 年 9 月 30 日

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】	1
第一部【法人情報】	2
第1【法人の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	3
3【従業員の状況】	3
第2【事業の状況】	4
1【業績等の概要】	4
2【対処すべき課題】	16
3【事業等のリスク】	31
4【経営上の重要な契約等】	33
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
第3【設備の状況】	33
1【主要な設備の状況】	33
2【設備の新設、除却等の計画】	34
第4【機構の状況】	34
1【出資金等の状況】	34
2【役員の状況】	34
第5【経理の状況】	35
【中間財務諸表等】	36
(1)【中間財務諸表】	36
①【中間貸借対照表】	36
②【中間損益計算書】	37
③【中間純資産変動計算書】	38
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	40
(2)【主な資産及び負債の内容】	86
(3)【その他】	86
第6【機構の参考情報】	86
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	中間決算に係る説明書類（平成 26 年度中間期）
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条
【事業年度】	第 7 期中（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日）
【法人名】	地方公共団体金融機構 （旧法人名 地方公営企業等金融機構）
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities （旧英訳名 Japan Finance Organization for Municipal Enterprises）
【代表者の役職氏名】	理事長 渡 邊 雄 司
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 古 川 貴 一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 古 川 貴 一
【縦覧に供する場所】	主たる事務所のほかに該当ありません

（注）当機構は平成 20 年 8 月 1 日に設立され、平成 20 年 10 月 1 日に、地方公営企業等金融機構法（平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫の一切の権利及び義務（同条第 2 項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始いたしました。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 10 条）第 5 条の規定による機構法の改正により、平成 21 年 6 月 1 日から法人名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

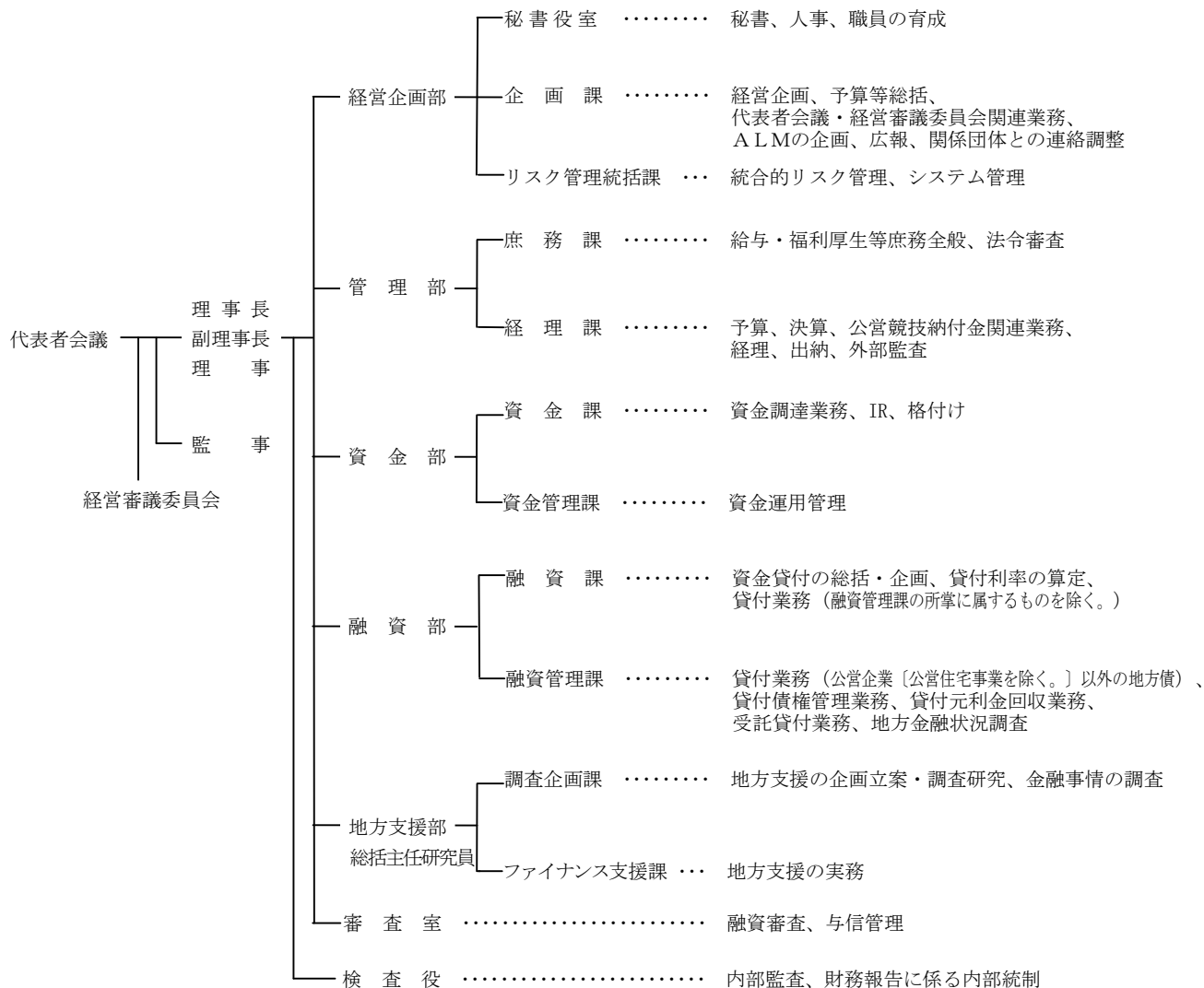
回次 決算年月	第5期中 平成24年9月	第6期中 平成25年9月	第7期中 平成26年9月	第5期 平成25年3月	第6期 平成26年3月
経常収益 (百万円)	246,674	233,351	219,515	487,146	458,388
経常利益 (百万円)	110,005	98,362	90,683	213,070	188,051
当期純利益 (百万円)	10,714	13,122	15,482	20,828	26,510
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	104,666	127,484	156,327	113,520	142,775
総資産額 (百万円)	23,848,822	23,704,957	24,262,923	23,704,919	24,101,331
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	861,701	563,047	126,670	429,597	630,020
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△108,977	△146,128	124,144	163,656	64,809
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△350,000	△650,028	-	△346,236	△646,923
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	574,973	186,158	717,990	419,267	467,175
職員数 (人)	88	88	86	87	90

- (注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。
2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 公営企業金融公庫（以下「公庫」といいます。）の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものであります。

2【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容について重要な変更はありません。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 26 年 9 月 30 日現在)



3【従業員の状況】

平成 26 年 9 月現在における当機構の職員数は、86 人となっております。なお、職員の給与については、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当中間事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,195億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,167億円であります。また、経常費用は1,288億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,242億円であります。

この結果、経常利益は906億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れ及び公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額46億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円及び公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額798億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の間接純利益は154億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆2,629億円、負債の部につきましては債券等の24兆1,065億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等1,563億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが1,266億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,241億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は7,179億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成 26 年度地方債計画については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

その結果、平成 26 年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額 12 兆 9,827 億円規模とされ、そのうち一般会計債は 4 兆 9,361 億円、公営企業債は 2 兆 3,699 億円、被災施設借換債は 15 億円、臨時財政対策債は 5 兆 5,952 億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、被災施設借換債及び臨時財政対策債について、2 兆 500 億円が計上されました。

(貸付計画)

平成 26 年度の貸付計画は、1 兆 8,000 億円といたしました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、5,055 件、8,095 億 14 百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、72.7%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかったところです。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところです。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、20 億 42 百万円の貸付けを行いました。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還（交通事業の地下鉄事業特例債等については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度 9 月 20 日及び 3 月 20 日に行っております。当中間事業年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金 207,803 件、7,707 億 55 百万円、利息 239,814 件、2,176 億 8 百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金 135 件、19 億 68 百万円、利息 135 件、25 万円を収納しました。

繰上償還の理由は、旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等です。

平成 26 年 9 月末における公社貸付を含む長期貸付残高は 239,516 件、23 兆 1,197 億 67 百万円で、その事業別残高は 11 ページの表のとおりです。

また、平成 26 年 9 月末における受託貸付残高は 22,401 件、3,179 億 53 百万円となりました。

平成 26 年度地方債計画資金区分
(通常収支分)

(単位：億円)

項 目	平成 26 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,473	5,282	828	10,363
2 公営住宅建設事業	1,132	433	153	546
3 災害復旧事業	502	502	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,487	1,616	382	1,489
(1) 学校教育施設等	1,240	885	102	253
(2) 社会福祉施設	379	0	180	199
(3) 一般廃棄物処理	653	406	100	147
(4) 一般補助施設等	665	325	0	340
(5) 施設(一般財源化分)	550	0	0	550
5 一般単独事業	20,047	165	3,933	15,949
(1) 一般	4,355	0	180	4,175
(2) 地域活性化	400	0	79	321
(3) 防災対策	871	0	173	698
(4) 地方道路等	3,221	0	590	2,631
(5) 旧合併特例	6,200	0	1,233	4,967
(6) 緊急防災・減災	5,000	165	1,678	3,157
6 辺地及び過疎対策事業	4,010	3,626	0	384
(1) 辺地対策	410	410	0	0
(2) 過疎対策	3,600	3,216	0	384
7 公共用地先行取得等事業	430	0	0	430
8 行政改革推進	1,700	0	0	1,700
9 調	100	0	0	100
計	47,881	11,624	5,296	30,961
二 公営企業債				
1 水道事業	3,987	2,149	1,750	88
2 工業用水道事業	210	0	115	95
3 交通事業	1,789	219	374	1,196
4 電気事業・ガス事業	228	0	126	102
5 港湾整備事業	596	193	44	359
6 病院事業・介護サービス事業	4,123	1,693	1,119	1,311
7 市場事業・と畜場事業	449	0	95	354
8 地域開発事業	1,083	0	0	1,083
9 下水道事業	11,093	3,185	3,550	4,358
10 観光その他事業	110	0	11	99
計	23,668	7,439	7,184	9,045
合計	71,549	19,063	12,480	40,006
三 臨時財政対策債	55,952	14,270	7,691	33,991
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	128,301	33,333	20,171	74,797

平成 26 年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	平成 26 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	440	319	121
災 害 復 旧 事 業	42	42	0
一 般 単 独 事 業	15	0	15
計	497	361	136
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	2	1	1
病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	5	0	5
市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	4	0	4
下 水 道 事 業	20	7	13
計	31	8	23
合 計	528	369	159
被 災 施 設 借 換 債	15	0	15
総 計	543	369	174

(2) 全国防災事業

(単位：億円)

項 目	平成 26 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
全 国 防 災 事 業	983	828	155
総 計	983	828	155

平成 26 年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円)

項 目	平成 26 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,473	5,282	828	10,363
2 公営住宅建設事業	1,572	752	274	546
3 災害復旧事業	544	544	0	0
4 全国防災事業	983	828	155	0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,487	1,616	382	1,489
(1) 学校教育施設等	1,240	885	102	253
(2) 社会福祉施設	379	0	180	199
(3) 一般廃棄物処理	653	406	100	147
(4) 一般補助施設等	665	325	0	340
(5) 施設(一般財源化分)	550	0	0	550
6 一般単独事業	20,062	165	3,948	15,949
(1) 一般	4,370	0	195	4,175
(2) 地域活性化策	400	0	79	321
(3) 防災対策	871	0	173	698
(4) 地方道路等	3,221	0	590	2,631
(5) 旧合併特例	6,200	0	1,233	4,967
(6) 緊急防災・減災	5,000	165	1,678	3,157
7 辺地及び過疎対策事業	4,010	3,626	0	384
(1) 辺地対策	410	410	0	0
(2) 過疎対策	3,600	3,216	0	384
8 公共用地先行取得等事業	430	0	0	430
9 行政改革推進	1,700	0	0	1,700
10 調	100	0	0	100
計	49,361	12,813	5,587	30,961
二 公営企業債				
1 水道事業	3,989	2,150	1,751	88
2 工業用水道事業	210	0	115	95
3 交通事業	1,789	219	374	1,196
4 電気事業・ガス事業	228	0	126	102
5 港湾整備事業	596	193	44	359
6 病院事業・介護サービス事業	4,128	1,693	1,124	1,311
7 市場事業・と畜場事業	453	0	99	354
8 地域開発事業	1,083	0	0	1,083
9 下水道事業	11,113	3,192	3,563	4,358
10 観光その他事業	110	0	11	99
計	23,699	7,447	7,207	9,045
合計	73,060	20,260	12,794	40,006
三 被災施設借換債	15	0	15	0
四 臨時財政対策債	55,952	14,270	7,691	33,991
五 退職手当債	800	0	0	800
総計	129,827	34,530	20,500	74,797

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	当中間事業年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	65,300	74,470	9.2
公営住宅事業	13,100	14,875	1.8
旧緊急防災・減災事業	58,600	65,166	8.1
全国防災事業	10,000	19,971	2.5
学校教育施設等整備事業	9,700	9,917	1.2
社会福祉施設整備事業	14,800	11,197	1.4
一般廃棄物処理事業	200	0	0.0
一般事業	3,000	2,864	0.4
地域活性化事業	9,700	7,672	0.9
防災対策事業	18,100	15,977	2.0
地方道路等整備事業	41,800	28,003	3.5
合併特例事業	139,900	126,922	15.7
緊急防災・減災事業	69,400	59,837	7.4
計	453,600	436,872	54.0
臨時財政対策債	695,000	186,568	23.0
(一般会計債等分計)	1,148,600	623,440	77.0
公営企業債			
水道事業(上水道)	148,700	7,196	0.9
(簡易水道)	13,700	10,583	1.3
交通事業(一般交通)	1,100	161	0.0
(都市高速鉄道)	29,500	1,995	0.2
病院事業	92,800	10,741	1.3
下水道事業	324,200	140,139	17.3
工業用水道事業	10,100	399	0.0
電気事業	2,400	3,028	0.4
ガス事業	7,500	55	0.0
介護サービス事業	2,600	753	0.1
市場事業	11,300	5,638	0.7
と畜場事業	1,500	1,904	0.2
駐車場事業	1,400	468	0.1
小 計	646,800	183,059	22.6
港湾整備事業	3,100	2,479	0.3
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	0	537	0.1
小 計	3,100	3,016	0.4
計	649,900	186,075	23.0
被災施設借換債	1,500	0	0.0
合 計	1,800,000	809,514	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	当中間事業年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	103,045	12.7
政令指定都市	30,537	3.8
市及び特別区	588,765	72.7
町村	72,653	9.0
企業団・組合等	14,515	1.8
計	809,514	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	207,493	764,701	239,504	216,871
公社貸付	310	6,055	310	737
計	207,803	770,755	239,814	217,608
長期貸付繰上償還				
一般貸付	135	1,968	135	0
公社貸付	-	-	-	-
計	135	1,968	135	0
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	207,938	772,724	239,949	217,608

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	229,483	1.0	下水道事業	8,270,089	35.8
公営住宅事業	407,728	1.8	工業用水道事業	207,735	0.9
全国防災事業	21,209	0.1	電気事業	46,794	0.2
学校教育施設等整備事業	19,514	0.1	ガス事業	34,368	0.2
社会福祉施設整備事業	64,110	0.3	港湾整備事業	72,428	0.3
一般事業	40,646	0.2	介護サービス事業	24,615	0.1
臨時河川等整備事業	113,310	0.5	市場事業	73,422	0.3
臨時高等学校整備事業	45,322	0.2	と畜場事業	11,274	0.1
臨時地方道整備事業	2,356,545	10.2	観光施設事業	3,905	0.0
地域活性化事業	41,371	0.2	駐車場整備事業	45,114	0.2
防災対策事業	116,077	0.5	産業廃棄物処理事業	2,469	0.0
地方道路等整備事業	444,420	1.9	地域開発事業	791	0.0
合併特例事業	836,413	3.6	一般貸付計	23,044,071	99.7
緊急防災・減災事業	460,433	2.0	道路公社	75,696	0.3
臨時財政対策債	3,472,870	15.0	公社貸付計	75,696	0.3
水道事業	3,656,467	15.8			
一般交通事業	8,792	0.0			
都市高速鉄道事業	1,213,205	5.2	合計	23,119,767	100.0
病院事業	703,151	3.0			

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別長期貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	286	362,908	5,084	729,718	7,931	212,348	292	26,243	-	-	13,593	1,331,216
青森	214	39,885	1,958	245,080	1,416	47,857	104	12,569	-	-	3,692	345,392
岩手	231	60,404	2,661	259,398	712	28,377	213	14,935	-	-	3,817	363,114
宮城	386	151,471	4,635	382,050	2,630	56,288	128	9,760	-	-	7,779	599,569
秋田	222	29,636	4,562	242,652	1,147	14,876	7	284	-	-	5,938	287,448
山形	257	77,226	2,678	187,753	1,920	38,573	135	4,801	10	66	5,000	308,420
福島	371	77,785	3,489	268,706	2,993	58,264	190	21,678	3	205	7,046	426,638
茨城	475	115,925	6,209	417,146	1,304	40,946	215	20,346	4	459	8,207	594,822
栃木	238	59,009	3,302	225,919	765	26,377	6	3,145	9	508	4,320	314,957
群馬	285	58,763	3,608	210,581	1,817	41,227	27	5,460	-	-	5,737	316,030
埼玉	257	233,444	5,979	618,267	1,594	49,728	228	16,706	14	1,003	8,072	919,148
千葉	400	112,797	4,635	573,683	781	22,934	370	47,438	12	2,138	6,198	758,990
東京	134	184,361	1,958	290,475	193	4,988	27	17,709	-	-	2,312	497,532
神奈川	239	148,465	2,761	855,798	943	34,009	79	96,189	-	-	4,022	1,134,462
新潟	274	46,187	8,250	508,269	890	20,178	131	13,543	-	-	9,545	588,177
富山	282	42,850	3,711	284,477	520	23,732	134	12,793	11	505	4,658	364,357
石川	179	24,280	2,754	230,015	1,186	43,154	17	2,508	-	-	4,136	299,958
福井	263	52,631	2,130	137,633	904	16,725	71	3,939	-	-	3,368	210,928
山梨	153	42,858	3,072	119,902	1,081	17,883	155	7,662	2	48	4,463	188,352
長野	236	45,760	4,251	307,360	3,075	74,949	157	10,447	10	808	7,729	439,324
岐阜	210	137,573	4,360	237,426	1,189	37,487	7	1,206	-	-	5,766	413,693
静岡	364	74,394	4,861	387,866	655	22,556	68	14,130	14	903	5,962	499,850
愛知	302	179,286	5,187	697,375	852	25,390	115	5,800	53	32,290	6,509	940,141
三重	393	140,557	3,925	279,304	1,048	29,269	31	3,809	-	-	5,397	452,939
滋賀	222	73,978	4,216	246,429	567	14,593	84	4,892	4	72	5,093	339,963
京都	216	51,069	3,363	449,150	994	27,752	16	3,782	12	1,016	4,601	532,769
大阪	125	73,861	5,008	1,363,847	802	29,493	235	73,557	18	7,264	6,188	1,548,022
兵庫	322	369,326	7,454	927,791	1,826	80,930	456	68,664	55	6,041	10,113	1,452,753
奈良	264	105,475	2,312	164,190	1,772	54,510	15	1,693	3	774	4,366	326,642
和歌山	114	34,727	1,490	179,489	1,235	51,599	44	5,687	-	-	2,883	271,501
鳥取	274	45,108	1,274	100,905	1,846	49,115	25	2,540	-	-	3,419	197,668
島根	227	99,172	2,433	212,849	300	8,597	51	3,033	-	-	3,011	323,650
岡山	303	125,284	4,656	391,991	1,279	32,550	105	23,810	-	-	6,343	573,636
広島	391	156,061	4,320	516,288	927	30,779	5	953	17	7,699	5,660	711,780
山口	420	64,175	4,282	258,855	547	12,946	108	9,096	-	-	5,357	345,073
徳島	194	50,801	1,323	109,029	768	25,642	3	109	-	-	2,288	185,581
香川	247	29,989	2,120	124,265	805	20,921	7	658	-	-	3,179	175,832
愛媛	124	27,204	2,326	204,647	605	23,325	11	1,306	-	-	3,066	256,482
高知	146	80,047	1,432	136,011	638	18,376	7	11,571	-	-	2,223	246,005
福岡	113	104,806	4,535	899,043	1,890	95,115	238	22,577	28	13,056	6,804	1,134,597
佐賀	56	33,897	1,557	157,108	602	30,563	98	13,052	-	-	2,313	234,619
長崎	150	50,464	2,738	278,109	621	18,698	17	2,251	10	449	3,536	349,971
熊本	178	52,918	2,742	216,965	1,508	46,093	32	2,793	10	126	4,470	318,894
大分	123	27,988	2,235	151,283	149	5,053	-	-	-	-	2,507	184,323
宮崎	177	69,394	2,056	154,948	699	20,825	8	888	-	-	2,940	246,055
鹿児島	174	125,385	2,385	178,660	782	20,263	12	2,687	5	265	3,358	327,260
沖縄	241	89,496	1,417	128,109	840	22,086	34	1,542	-	-	2,532	241,233
合計	11,452	4,439,077	163,694	16,246,813	59,548	1,727,938	4,518	630,243	304	75,696	239,516	23,119,767

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(221件、62,236百万円)を含みます。
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

③資金調達状況

当中間事業年度における地方金融機構債の発行総額は6,685億円（発行価額ベース。以下同じ。）であり、その内訳は10年債1,850億円、20年債900億円、5年債150億円、スポット債として30年債150億円、FLIP2,090億円、MTNプログラム1,545億円（円換算後）となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行額は10年債1,500億円となっております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債2,900億円、同6年債1,600億円を発行しました。

この結果、当中間事業年度末において機構債券の発行残高は、19兆4,626億円（額面ベースでは、19兆4,762億円）、長期借入金の借入残高は755億円となっております。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりであります。

(注) スポット債

スポット債とは、10年、20年及び5年と異なる年限で、主幹事方式により発行するものです。

(注) FLIP (Flexible Issuance Program: 柔軟な起債運営)

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

(注) MTN プログラム

MTNプログラムとは、Medium Term Note プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を行うことができるプログラムです。

また、MTNプログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てにしております。

当中間事業年度債券発行状況

(地方金融機構債（公募国内債）)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第59回	10年	300	0.724	100	H26. 4. 17	H36. 4. 26
第60回	10年	300	0.729	100	H26. 5. 26	H36. 5. 28
第61回	10年	350	0.690	100	H26. 6. 23	H36. 6. 28
第62回	10年	300	0.631	100	H26. 7. 17	H36. 7. 26
第63回	10年	300	0.581	100	H26. 8. 19	H36. 8. 28
第64回	10年	300	0.574	100	H26. 9. 22	H36. 9. 27
第36回	20年	250	1.566	100	H26. 4. 17	H46. 4. 28
第37回	20年	250	1.535	100	H26. 6. 23	H46. 6. 28
第38回	20年	200	1.487	100	H26. 7. 17	H46. 7. 28
第39回	20年	200	1.425	100	H26. 9. 22	H46. 9. 28
第15回	5年	150	0.230	100	H26. 4. 17	H31. 4. 26
第1回	30年	150	1.864	100	H26. 6. 26	H56. 6. 28
F212回	8年	40	0.497	100	H26. 4. 24	H34. 3. 23
F213回	11年	30	0.782	100	H26. 4. 24	H37. 6. 27
F214回	13年	50	0.940	100	H26. 4. 24	H39. 4. 28
F215回	16年	65	1.218	100	H26. 4. 24	H42. 5. 21

F216 回	18 年	30	1.384	100	H26. 4. 24	H44. 2. 24
F217 回	25 年	40	1.749	100	H26. 4. 24	H51. 4. 28
F218 回	9 年	200	0.634	100	H26. 4. 24	H35. 3. 17
F219 回	11 年	40	0.766	100	H26. 4. 24	H37. 4. 25
F220 回	15 年	30	1.106	100	H26. 4. 24	H41. 3. 22
F221 回	16 年	50	1.198	100	H26. 4. 24	H42. 4. 26
F222 回	21 年	30	1.610	100	H26. 4. 24	H47. 4. 24
F223 回	8 年	55	0.527	100	H26. 4. 30	H34. 5. 27
F224 回	12 年	40	0.862	100	H26. 4. 30	H38. 4. 30
F225 回	14 年	35	1.044	100	H26. 4. 30	H40. 8. 30
F226 回	15 年	50	1.096	100	H26. 4. 30	H41. 2. 28
F227 回	18 年	60	1.396	100	H26. 4. 30	H44. 4. 28
F228 回	17 年	40	1.269	100	H26. 4. 30	H43. 3. 20
F229 回	9 年	30	0.635	100	H26. 4. 30	H35. 6. 20
F230 回	15 年	30	1.111	100	H26. 4. 30	H41. 4. 27
F231 回	16 年	45	1.176	100	H26. 4. 30	H42. 4. 30
F232 回	17 年	60	1.293	100	H26. 4. 30	H43. 4. 25
F233 回	21 年	65	1.592	100	H26. 5. 15	H46. 12. 28
F234 回	21 年	55	1.605	100	H26. 4. 30	H47. 4. 27
F235 回	9 年	200	0.562	100	H26. 7. 24	H35. 9. 20
F236 回	16 年	40	1.079	100	H26. 7. 24	H42. 3. 26
F237 回	17 年	30	1.194	100	H26. 7. 24	H43. 7. 25
F238 回	22 年	40	1.574	100	H26. 7. 24	H48. 7. 25
F239 回	30 年	60	1.844	100	H26. 7. 24	H56. 7. 26
F240 回	16 年	100	1.069	100	H26. 7. 25	H42. 2. 28
F241 回	16 年	45	1.074	100	H26. 7. 25	H42. 4. 26
F242 回	17 年	30	1.188	100	H26. 7. 25	H43. 7. 25
F243 回	18 年	35	1.285	100	H26. 7. 25	H44. 7. 21
F244 回	19 年	100	※注 1	100	H26. 7. 25	H46. 1. 25
F245 回	16 年	35	1.017	100	H26. 7. 25	H42. 2. 26
F246 回	18 年	30	1.196	100	H26. 7. 25	H44. 2. 25
F247 回	19 年	40	1.309	100	H26. 7. 25	H45. 7. 28
F248 回	22 年	35	1.512	100	H26. 7. 25	H48. 7. 25
F249 回	25 年	60	1.605	100	H26. 7. 25	H51. 7. 28
F250 回	30 年	40	1.779	100	H26. 7. 25	H56. 7. 26

注 1：3 ヶ月ユーロ円ライボ－＋0.10%

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第 43 回	10 年	豪ドル	81	5.092%	100	H26. 5. 1	H36. 5. 1
第 44 回	10 年	米ドル	91	3.250%	99.055	H26. 5. 1	H36. 5. 2
第 45 回	7 年	ユーロ	1,372	0.875%	99.293	H26. 9.22	H33. 9.22

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A 号第 51 回	10 年	250	0.754	100	H26. 4.17	H36. 4.17
A 号第 52 回	10 年	250	0.750	100	H26. 5.26	H36. 5.24
A 号第 53 回	10 年	250	0.715	100	H26. 6.23	H36. 6.21
A 号第 54 回	10 年	250	0.651	100	H26. 7.17	H36. 7.17
A 号第 55 回	10 年	250	0.597	100	H26. 8.19	H36. 8.19
A 号第 56 回	10 年	250	0.594	100	H26. 9.22	H36. 9.20

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第 59 回	10 年	550	0.669	100	H26. 4.14	H36. 4.12
第 60 回	10 年	500	0.660	100	H26. 5.21	H36. 5.21
第 61 回	10 年	550	0.644	100	H26. 6.16	H36. 6.14
第 62 回	10 年	500	0.601	100	H26. 7.16	H36. 7.16
第 63 回	10 年	500	0.556	100	H26. 8.18	H36. 8.16
第 64 回	10 年	300	0.544	100	H26. 9.16	H36. 9.13
第 13 回	6 年	800	0.202	100	H26. 4.24	H32. 4.24
第 14 回	6 年	800	0.199	100	H26. 6.18	H32. 6.18

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成26年度事業実施方針並びに平成26年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

①平成 26 年度事業実施方針

地方公共団体金融機構は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方公共団体における民間金融機関等からの資金調達等に関し積極的に支援し、「地方の、地方による、地方のための」機構としてその使命を十分に果たすことを目指す。

I 平成 26 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、東日本大震災からの復旧・復興に向けた地方公共団体の取組を支援するとともに、地方公共団体が緊急に取り組む防災・減災等の事業を引き続き推進する。

2. 平成 26 年度貸付計画の概要

平成 26 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 20,171 億円、東日本大震災分 329 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、18,000 億円を計上する（平成 25 年度貸付計画額 19,800 億円から 1,800 億円、9.1%の減。詳細は表 1 のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業債、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債及び緊急防災・減災事業債、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債、旧緊急防災・減災事業債、全国防災事業債、学校教育施設等整備事業債及び社会福祉施設整備事業債のほか、新たに貸付対象とした一般廃棄物処理事業債の事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) 被災施設借換債の確保

下記 5 のとおり、旧公営企業金融公庫資金及び機構資金に係る被災施設借換債について、15 億円を計上する。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握など与信管理の一層の充実を図る。

5. 被災繰上償還のための借換債

旧公営企業金融公庫資金及び機構資金によって取得した施設が東日本大震災等により滅失し繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる被災施設借換債に機構資金の貸付けを行う（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

平成26年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		区分	平成26年度	平成25年度	差引	増減率	【参考】
			計画額 (A)	計画額 (B)	(A)-(B) (C)	(C) / (B) × 100	平成26年度 地方債 計画計上額
一般 会 計 債	公共事業等		653	632	21	3.3	828
	公営住宅事業		131	177	△46	△26.0	274
	旧緊急防災・減災事業		586	1,998	△1,412	△70.7	-
	全国防災事業		100	4	96	2400.0	155
	学校教育施設等整備事業		97	67	30	44.8	102
	社会福祉施設整備事業		148	150	△2	△1.3	180
	一般廃棄物処理事業		2	-	2	皆増	100
	一般事業		30	95	△65	△68.4	195
	地域活性化事業		97	57	40	70.2	79
	防災対策事業		181	181	0	0.0	173
	地方道路等整備事業		418	514	△96	△18.7	590
	合併特例事業		1,399	1,582	△183	△11.6	1,233
	緊急防災・減災事業		694	29	665	2,293.1	1,678
	計		4,536	5,486	△950	△17.3	5,587
臨時財政対策債			6,950	6,719	231	3.4	7,691
(一般会計債等分計)			11,486	12,205	△719	△5.9	13,278
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)		1,487	1,275	212	16.6	1,592
	水道事業(簡易水道)		137	126	11	8.7	159
	交通事業(一般交通)		11	28	△17	△60.7	14
	交通事業(都市高速鉄道)		295	389	△94	△24.2	360
	病院事業		928	780	148	19.0	1,095
	下水道事業		3,242	3,342	△100	△3.0	3,563
	工業用水道事業		101	118	△17	△14.4	115
	電気事業		24	17	7	41.2	31
	ガス事業		75	68	7	10.3	95
	介護サービス事業		26	20	6	30.0	29
	市場事業		113	49	64	130.6	77
	と畜場事業		15	6	9	150.0	22
	駐車場事業		14	17	△3	△17.6	11
	小計		6,468	6,235	233	3.7	7,163
港湾整備事業		31	29	2	6.9	44	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業		0	1	△1	△100.0	0	
小計		31	30	1	3.3	44	
計		6,499	6,265	234	3.7	7,207	
被災施設借換債			15	50	△35	△70.0	15
特定被災地方公共団体借換債			-	1,280	△1,280	皆減	-
計			18,000	19,800	△1,800	△9.1	20,500

注1) 事業等名は、平成26年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計766億円を計上した。

Ⅱ 平成 26 年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。国内債については、定例債として 10 年債、20 年債、5 年債を発行するとともに、引き続き F L I P (Flexible Issuance Program) による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行う。

また、市場の環境に応じ、スポット債の発行のほか、必要に応じて借入も活用する。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

また、市場の動向に応じて、より一層機動的な発行が可能となるよう、定例債の増額やスポット債の発行等に活用するフレックス枠を新設する。

③ 多様な市場における債券発行

J F M ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的な I R の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信認を維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の I R を積極的に実施する。また、海外市場においては、グローバル M T N プログラムへの変更により米国投資家も購入可能となったことから、投資家の更なる取込みを図るため、海外 I R についても積極的に実施する。

③ 半期ごとの資金調達計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し公表するとともに、年度中の 9 月においても下半期の資金調達計画を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成 26 年度資金調達計画の概要

- (1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、平成 26 年度においては、表 2 のとおり公募債を 11,000 億円発行する予定である。また、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券を 3,000 億円発行する予定である。
- (2) 公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 26 年度においては、表 2 のとおり 6,300 億円を発行する予定である。

平成26年度資金調達計画

1. 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成26年度	(参考)平成25年度
国内債	7,300億円	9,800億円 (9,800億円)
10年債	3,600億円	4,800億円 (4,000億円)
20年債	1,200億円	1,200億円 (1,150億円)
5年債	300億円	500億円 (450億円)
スポット債	—	500億円 (1,250億円)
FLIP	2,200億円	2,800億円 (2,950億円)
国外債	2,200億円	2,200億円 (3,200億円)
フレックス枠	1,500億円	—
計	11,000億円	(注)12,000億円 (13,000億円)

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入等に活用する。

※ 平成25年度については、当初の計画額。また、括弧内は平成25年12月の見直し後の額。なお、平成25年度における長期借入による調達額については、スポット債の枠に含めて計上している。

(2) 地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

債券の種類	平成26年度	(参考)平成25年度
10年債	3,000億円	3,000億円

2. 政府保証債

債券の種類	平成26年度	(参考)平成25年度
10年債	4,300億円	6,800億円
8年債	—	2,000億円
6年債	2,000億円	2,900億円
4年債	—	1,100億円
計	6,300億円	12,800億円

Ⅲ 平成 26 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、民間金融機関等からの資金調達などに関し、必要な支援を実施する。

2. 平成 26 年度地方支援業務の概要

拡大・多様化する地方公共団体のニーズを踏まえ、引き続き、人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の 4 つを業務の柱として実施する。

平成 26 年度は、資金調達入門研修を本格的に実施するとともに、資金調達・資金運用に関して、工夫をして取り組んでいる地方公共団体に対する表彰制度を創設する。

(1) 人材育成

地方公共団体の職員が、各団体において、最適な資金調達・資金運用を実現する上で必要不可欠な金融知識を習得するための研修会や出前講座を実施するとともに、その講座メニューの追加・拡充により、事業の充実を図る。

① 研修会の開催

資金調達・資金運用に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修会を実施する。市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施するとともに、機構主催の新任担当者向けの資金調達入門研修を全国地域ブロック毎に 7 箇所で開催する。

② 出前講座の開催

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を実施する。

③ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識に資する教材を作成し、ホームページ等を通じて提供する。

(2) 調査研究

地方公共団体の資金調達等や地方財政における金融の意義・役割など、地方金融に関する総合的な研究を実施し、その成果を地方公共団体へ還元する。

① 調査研究の実施

研究者、シンクタンク等との連携強化を図りつつ、銀行等引受債に係る借入条件の分析など、地方公共団体の業務向上に資するテーマについて調査研究を実施し、その成果を蓄積・活用するとともに、地方公共団体に提供する。

② フォーラム等の開催

地方公共団体の資金調達等のあり方など地方金融に関する総合的な研究を推進し、その研究や議論の成果を地方公共団体に還元するため複数地域でフォーラムを開催する。

(3) 実務支援

地方公共団体からの資金調達等に関する支援要請に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する専門家の派遣などにより、きめ細かな支援を提供する。

① 資金調達に係る実務支援

地方公共団体が抱える資金調達・資金運用に係る具体的な課題や疑問に対して、自治体ファイナンス・アドバイザーが、電話やメール、訪問などの方法によって個別に助言を行う。また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

② 地方公営企業会計制度見直し支援

都道府県等が開催する実務相談会に対し、公認会計士等の専門家を派遣することなどを通じ、新会計基準に基づく会計処理を支援する。

(4) 情報発信

ホームページやパンフレットなどを効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う上で参考となる経済・金融データ、金融知識、事例などを提供する。加えて、地方公共団体のニーズを掘り起こし、地方支援業務のさらなる充実を図る。

また、資金調達・資金運用に関して、工夫をして取り組んでいる地方公共団体を表彰することにより、地方公共団体の資金担当職員等の意識向上を図るとともに、その取組事例を全国の地方公共団体に対し広く周知を図ることにより、地方公共団体全体のより良い資金調達・資金運用につなげる。

IV 平成 26 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達には 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からの ALM を実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM 委員会において ALM 運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALM の内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払いと融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 平成 26 年度のシステム投資について

1. 基本的な考え方

「公庫から機構への安定的なシステム移行」が終了したことから、業務の拡充・高度化に対応した効率的かつ合理的なシステムを確立するため、業務フローの見直しと併せたシステムの抜本的見直しを行い、平成 26 年 7 月を目途に新システムへの完全移行を着実に進める。

2. 平成 26 年度システム投資方針

平成 23 年度に策定した「業務・システムの抜本的見直し計画」に沿って、順次システム開発及び新システムへの移行準備を進めており、平成 26 年度においては、平成 25 年度に実施したシステム開発の残作業並びに機構職員への教育及びデータ移行等作業を行い、新システムへの完全移行を滞りなく実施する。

なお、当該計画以外の個別のシステム改修については、制度改正への対応等、必要最小限のものとする。

VI 平成 26 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 平成 26 年度における組織・体制の整備

- (1) 高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに地方三団体の協力を得て、地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対して O J T 研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

- (2) 業務の拡充・高度化に対応した効率的かつ合理的なシステムを確立するために実施する、業務フローの見直しと併せたシステムの抜本的見直しの効果等に即応した組織・体制を整備する。

②平成26年度事業計画

- 1 平成26年度における貸付金は、1,800,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 平成26年度における貸付回収金は、1,562,047百万円を予定している。
- 3 平成26年度における地方公共団体金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会の引受による債券）1,400,000百万円、政府保証機構債630,000百万円、合計2,030,000百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 平成26年度における債券償還金は、1,952,196百万円を予定している。
- 5 平成26年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の実施を予定している。
- 6 平成26年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,139百万円を予定している。

(別紙1)

平成26年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	653
公営住宅事業	131
旧緊急防災・減災事業	586
全国防災事業	100
学校教育施設等整備事業	97
社会福祉施設整備事業	148
一般廃棄物処理事業	2
一般事業	30
地域活性化事業	97
防災対策事業	181
地方道路等整備事業	418
合併特例事業	1,399
緊急防災・減災事業	694
計	4,536
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,487
水道事業（簡易水道）	137
交通事業（一般交通）	11
交通事業（都市高速鉄道）	295
病院事業	928
下水道事業	3,242
工業用水道事業	101
電気事業	24
ガス事業	75
介護サービス事業	26
市場事業	113
と畜場事業	15
駐車場事業	14
港湾整備事業	31
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	0
計	6,499
被災施設借換債	15
臨時財政対策債	6,950
合計	18,000

平成26年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	計画額
国内債	7,300 億円
10年債	3,600 億円
20年債	1,200 億円
5年債	300 億円
FLIP	2,200 億円
国外債	2,200 億円
フレックス枠	1,500 億円
計	11,000 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

債券の種類	計画額
10年債	3,000 億円

2 政府保証債

債券の種類	計画額
10年債	4,300 億円
6年債	2,000 億円
計	6,300 億円

③平成26年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,006,836
貸付金	1,800,000
債券償還金	1,952,196
事業損金	254,008
事務費	2,526
支払利息	246,159
債券発行費	4,756
元利金支払手数料	567
固定資産取得費	629
その他	3
資金収入合計	4,026,123
貸付回収金	1,562,047
地方公共団体金融機構債券	2,030,000
事業益金	430,498
公営競技納付金	2,600
雑収入	978
資金収支差額（資金収入－資金支出）	19,287
前期末現金預け金等	960,566
期末現金預け金等	979,853

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成26年度予算

平成26年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券の限度額は、2,380,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項に規定する地方公共団体金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。
- 5 前項の規定により長期借入金をしたときは、第1項の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から当該長期借入金の金額を減額した金額を限度額とする。

2. 平成26年度 予定損益計算書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	436,401
資金運用収益	430,970
貸付金利息	430,118
有価証券利息及び預け金利息	382
その他の受入利息	471
役務取引等収益	111
その他経常収益	5,320
地方公共団体健全化基金受入額	5,305
その他の経常収益	15
経常費用	256,103
資金調達費用	247,699
債券利息	246,849
借入金利息	849
役務取引等費用	525
その他業務費用	4,403
営業経費	3,476
人件費	912
業務費	1,371
その他の営業経費	1,193
経常利益	180,298
特別利益	229,137
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000
利差補てん積立金取崩額	9,137
特別損失	377,831
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	157,831
当期純利益	31,604

（注）1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成26年度 予定貸借対照表
(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,266,942	債券	19,482,542
有価証券及び現金預け金	979,853	借入金	74,500
その他資産	11,864	その他負債	11,302
有形固定資産及び無形固定資産	5,175	地方公共団体健全化基金	919,901
		基本地方公共団体健全化基金	919,901
		特別法上の準備金等	3,606,924
		金利変動準備金	1,540,000
		公庫債権金利変動準備金	2,010,379
		利差補てん積立金	56,545
		負債の部合計	24,095,169
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	108,348
		一般勘定積立金	108,348
		評価・換算差額等	△9,952
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	168,664
資産の部合計	24,263,833	負債及び純資産の部合計	24,263,833

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画 (平成26年度～平成28年度)

(単位：億円)

科 目	26年度計画	27年度計画	28年度計画
経常収益	4,360	4,240	4,220
経常費用	2,560	2,510	2,540
経常利益	1,800	1,730	1,670
特別損益	△1,490	△1,360	△1,240
当期純利益	320	370	430

(注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2. 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成 26 年 9 月 30 日現在において当機構が判断したものであります。

① 信用リスクについて

(1) 貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で 23 兆 1, 197 億円となっておりますが、そのうち 0.3% 程度の 757 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化団体及び財政再生団体に該当する地方公共団体に対するものは全体の 0.02% 程度となっております。

(2) 市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

② 市場リスクについて

(1) 金利リスク

当機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方、貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当中間事業年度末の金利変動準備金は、一般勘定で 1 兆 5, 400 億円、管理勘定で 1 兆 9, 328 億円、両勘定合計で 3 兆 4, 728 億円となっております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。機構が業務を開始し

て、まだ、6年しか経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比して小規模ではありますが、平成26年9月30日現在のデュレーションギャップは0.94年であり、管理目標の範囲内となっております。

- ・公庫時代に貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べデュレーションギャップは大きくなっており、上記のとおり金利変動準備金として1兆9,328億円を積み立てており、また、平成20年10月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、機構法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。平成24年度は3,500億円、平成25年度は6,500億円をあわせて1兆円を納付しましたが、金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に特段の影響を及ぼすものではありません。

(参考) 平成26年9月30日現在

- 一般勘定 ・貸付デュレーション 8.99年・債券(資金調達)デュレーション 8.05年・デュレーションギャップ0.94年(前年同期比△0.10年)
- 管理勘定 ・貸付デュレーション 6.41年・債券(資金調達)デュレーション 4.58年・デュレーションギャップ1.83年(前年同期比△0.38年)
- 機構全体 ・貸付デュレーション 7.48年・債券(資金調達)デュレーション 5.98年・デュレーションギャップ1.50年(前年同期比△0.37年)

また、当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っております。このため機構は、原則金利スワップ取引を活用しパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

(2) 為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元金金について、外債建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元金の変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③ 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

④ オペレーショナルリスク

(1) 事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

(2) システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

⑤ 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合もしくは受けたとの情報を得た場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

① 重要な会計方針及び見積り

当機構の中間財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 (1)【中間財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりです。

② 当中間事業年度の経営成績の分析

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,195億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,167億円です。また、経常費用は1,288億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,242億円です。

この結果、経常利益は906億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れ及び公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額46億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円及び公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額798億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は154億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆2,629億円、負債の部につきましては債券等の24兆1,065億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等1,563億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが1,266億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,241億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は7,179億円となりました。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間事業年度末における主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等については、次のとおりであります。

(1) 新設

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支 払額			
当機構	主たる事 務所	東京都千 代田区	新設	ソフトウ ェア	1,288	560	自己資金	H24.10	H26.8

(2) 除却、売却等

前事業年度末と同様、記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(平成26年9月30日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	813	9,196,200
町村等	929	1,038,900
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

2【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
副理事長	—	三橋 昇	平成26年9月30日
理事	—	兵谷 芳康	平成26年9月30日
理事(非常勤)	—	疋田 慶一	平成26年9月30日
監事	—	石川 裕	平成26年9月30日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に準じて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当中間事業年度（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間事業年度末 平成 25 年 9 月 30 日		当中間事業年度末 平成 26 年 9 月 30 日		前事業年度末 平成 26 年 3 月 31 日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
貸付金	2	22,757,577	96.00	23,119,767	95.29	23,082,976	95.77
有価証券		744,945	3.14	408,999	1.69	533,998	2.22
現金預け金		186,158	0.79	717,990	2.96	467,175	1.94
金融商品等差入担保金		—	—	—	—	370	0.00
その他資産		12,871	0.05	12,161	0.05	13,036	0.05
有形固定資産	1	2,581	0.01	2,827	0.01	2,836	0.01
無形固定資産		823	0.00	1,176	0.00	938	0.00
資産の部合計	3	23,704,957	100.00	24,262,923	100.00	24,101,331	100.00
(負債の部)							
債券		19,196,481	80.98	19,462,642	80.22	19,423,743	80.59
借入金		64,500	0.27	75,500	0.31	95,500	0.40
金融商品等受入担保金		—	—	103,223	0.43	43,530	0.18
その他負債		12,849	0.05	11,367	0.05	14,397	0.06
賞与引当金		54	0.00	56	0.00	50	0.00
役員賞与引当金		7	0.00	6	0.00	7	0.00
退職給付引当金		145	0.00	108	0.00	116	0.00
役員退職慰労引当金		25	0.00	21	0.00	22	0.00
地方公共団体健全化基金		921,082	3.89	919,840	3.79	922,561	3.83
基本地方公共団体健全化基金		915,670	3.86	918,775	3.79	918,775	3.81
組入地方公共団体健全化基金		5,412	0.02	1,064	0.00	3,785	0.02
特別法上の準備金等	4	3,382,326	14.27	3,533,828	14.56	3,458,627	14.35
金利変動準備金		1,320,000	5.57	1,540,000	6.35	1,320,000	5.48
公庫債権金利変動準備金		1,991,732	8.40	1,932,826	7.97	2,072,945	8.60
利差補てん積立金		70,593	0.30	61,001	0.25	65,681	0.27
負債の部合計		23,577,473	99.46	24,106,595	99.36	23,958,556	99.41
(純資産の部)							
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		63,344	0.27	92,215	0.38	76,732	0.32
一般勘定積立金		50,221	0.21	76,732	0.32	76,732	0.32
一般勘定中間未処分利益		13,122	0.06	15,482	0.06	—	—
評価・換算差額等		△6,128	△0.03	△6,155	△0.03	△4,225	△0.02
管理勘定利益積立金		53,666	0.23	53,666	0.22	53,666	0.22
管理勘定利益積立金		53,666	0.23	53,666	0.22	53,666	0.22
管理勘定中間未処分利益		—	—	—	—	—	—
純資産の部合計		127,484	0.54	156,327	0.64	142,775	0.60
負債及び純資産の部合計		23,704,957	100.00	24,262,923	100.00	24,101,331	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日		当中間事業年度 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日		前事業年度 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		233,351	100.00	219,515	100.00	458,388	100.00
資金運用収益		231,786		216,706		455,158	
役務取引等収益		85		81		117	
その他業務収益		—		0		0	
その他経常収益		1,479		2,726		3,112	
地方公共団体健全化基金受入額		1,457		2,721		3,084	
その他の経常収益		22		5		28	
経常費用		134,989	57.85	128,831	58.69	270,337	58.98
資金調達費用		130,172		124,230		260,947	
役務取引等費用		141		147		281	
その他業務費用		3,332		2,944		6,509	
営業経費		1,342		1,508		2,598	
その他経常費用		0		—		0	
経常利益		98,362	42.15	90,683	41.31	188,051	41.02
特別利益		875,291	375.10	224,680	102.35	880,203	192.02
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	870,000		220,000		870,000	
利差補てん積立金取崩額		5,291		4,680		10,203	
特別損失		960,532	411.63	299,881	136.61	1,041,744	227.26
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		90,532		79,881		171,744	
国庫納付金	2	650,000		—		650,000	
中間純利益	1	13,122	5.62	15,482	7.05	26,510	5.78

③【中間純資産変動計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
出資者資本				
地方公共団体出資金				
当期首残高		16,602	16,602	16,602
当中間期変動額				
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		16,602	16,602	16,602
利益剰余金				
一般勘定積立金				
当期首残高		50,221	76,732	50,221
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	26,510
当中間期変動額合計		—	—	26,510
当中間期末残高		50,221	76,732	76,732
一般勘定中間未処分利益				
当期首残高		—	—	—
当中間期変動額				
中間純利益		13,122	15,482	—
当中間期変動額合計		13,122	15,482	—
当中間期末残高		13,122	15,482	—
利益剰余金合計				
当期首残高		50,221	76,732	50,221
当中間期変動額				
中間純利益		13,122	15,482	26,510
当中間期変動額合計		13,122	15,482	26,510
当中間期末残高		63,344	92,215	76,732
出資者資本合計				
当期首残高		66,824	93,334	66,824
当中間期変動額				
中間純利益		13,122	15,482	26,510
当中間期変動額合計		13,122	15,482	26,510
当中間期末残高		79,946	108,817	93,334
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益				
当期首残高		△6,970	△4,225	△6,970
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
出資者資本以外の項目の				
当中間期変動額		841	△1,930	2,744
（純額）				
当中間期変動額合計		841	△1,930	2,744
当中間期末残高		△6,128	△6,155	△4,225

		前中間事業年度 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	当中間事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	前事業年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
管理勘定利益積立金				
当期首残高		53,666	53,666	53,666
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		53,666	53,666	53,666
管理勘定中間未処分利益				
当期首残高		—	—	—
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		—	—	—
純資産合計				
当期首残高		113,520	142,775	113,520
当中間期変動額				
中間純利益		13,122	15,482	26,510
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）		841	△1,930	2,744
当中間期変動額合計		13,963	13,552	29,255
当中間期末残高		127,484	156,327	142,775

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間純利益		13,122	15,482	26,510
減価償却費		172	172	294
資金運用収益		△231,786	△216,706	△455,158
資金調達費用		130,172	124,230	260,947
賞与引当金の増加額		7	5	3
役員賞与引当金の増加額（△は減少額）		2	△0	1
退職給付引当金の増加額（△は減少額）		3	△8	△25
役員退職慰労引当金の減少額		△1	△0	△4
地方公共団体健全化基金の減少額		△1,457	△2,721	△3,084
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の減少額		△129,467	△140,118	△48,255
利差補てん積立金の減少額		△5,291	△4,680	△10,203
貸付金の純増(△)減		△88,942	△36,790	△414,341
債券の純増減(△)		518,260	37,387	743,787
借入金の純増減(△)		34,500	△20,000	65,500
資金運用による収入		233,338	217,955	455,628
資金調達による支出		△130,105	△125,680	△214,605
その他		521	58,143	3,025
営業活動によるキャッシュ・フロー		563,047	126,670	630,020
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入		1,896,000	1,298,000	4,189,000
有価証券の取得による支出		△2,041,933	△1,172,994	△4,123,929
有形固定資産の取得による支出		△29	△319	△37
無形固定資産の取得による支出		△500	△541	△558
有形固定資産の売却による収入		335	—	335
投資活動によるキャッシュ・フロー		△146,128	124,144	64,809
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
国庫納付による支出		△650,000	—	△650,000
公営競技納付金収入		—	—	3,105
公営競技納付金還付支出		△28	—	△28
財務活動によるキャッシュ・フロー		△650,028	—	△646,923
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額（△は減少額）		△233,109	250,815	47,907
VI 現金及び現金同等物の期首残高		419,267	467,175	419,267

VII 現金及び現金同等物の期末残高		186,158	717,990	467,175
--------------------	--	---------	---------	---------

重要な会計方針

項目	前中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、

項目	前中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	<p>当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金</p> <p>b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p> <p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金</p> <p>b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p> <p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
	<p>(3) ヘッジ方針</p> <p>金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(3) ヘッジ方針</p> <p>同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(3) ヘッジ方針</p> <p>同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同左</p>
8. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。

項目	前中間事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項及び第10項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに、「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左	同左

項目	前中間事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月 30日)	当中間事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月 30日)	前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月 31日)
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	_____	_____	管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

表示方法の変更

項目	前中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)	—————	—————	「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第30項本文及び退職給付適用指針第52項から第60項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付に関する注記の表示方法を変更しております。

追加情報

項目	前中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
厚生年金基金の代行部分返上について	当機構は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 厚生年金基金の代行部分返上に関し、当中間事業年度末日において測定された返還相当額(最低責任準備金)は厚生年金基金全体で55,980百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。	—————	当機構は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 厚生年金基金の代行部分返上に関し、当事業年度末日において測定された返還相当額(最低責任準備金)は厚生年金基金全体で55,980百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付適用指針」第46項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間事業年度末 (平成25年9月30日)	当中間事業年度末 (平成26年9月30日)	前事業年度末 (平成26年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	261 百万円	319 百万円	296 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	同左	同左
3. 担保提供資産	(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券	(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券

項目	前中間事業年度末 (平成25年9月30日)	当中間事業年度末 (平成26年9月30日)	前事業年度末 (平成26年3月31日)
	等19,196,481百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券1,479百万円を差し入れております。	等19,462,642百万円の一般担保に供しております。	等19,423,743百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券409百万円を差し入れております。
4. 特別法上の準備金等	(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に準ずるものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものであります。 (3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準ずるものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものであります。 (3) 利差補てん積立金 同左	(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。 (3) 利差補てん積立金 同左

(中間損益計算書関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1. 当期(中間)純利益の勘定別内訳	一般勘定 13,122百万円 管理勘定 ー百万円	一般勘定 15,482百万円 管理勘定 ー百万円	一般勘定 26,510百万円 管理勘定 ー百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成25年度においては「平成25年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成25年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金650,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。 この結果、平成24年度からの国庫納付総額は、昨年度における3,500億円とあわせて1兆円となりました。	—	平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成25年度においては「平成25年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成25年総務省・財務省令第1号。)に基づき、同準備金650,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。 この結果、平成24年度からの国庫納付総額は、昨年度における3,500億円とあわせて1兆円となりました。

(金融商品関係)

I 前中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期

是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。これに対しては、原則、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

なお、平成 24 年度までは管理目標として使用していたアウトライヤー比率については、①金利変動準備金等を貸付に充当しているため、貸付額に見合う債券発行を必要としないこと、②長期固定の貸付を行うという機構の業務の性格上、貸付・債券双方ともデュレーションが長い上、そのギャップが大きいこと、といった制度設計上の理由により、高水準で推移するという特殊性が明らかになったことから、平成 25 年度より管理目標には使用しないこととしております。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、平成 24 年度までは管理目標として使用し、平成 25 年度からは定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 25 年 9 月 30 日現在、以下のとおりであります。

○ アウトライヤー比率 () 内は前年同期比

(単位:百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当 する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	18.1% (+2.5%)	△418,218 (△95,161)	△1,413,412 (△283,766)	995,193 (+188,605)	2,314,900 (+245,197)

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成 25 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 25 年 9 月 30 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 25 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 47,311 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 48,026 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な

価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。

さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）貸付金	22,757,577	24,294,659	1,537,082
（２）有価証券 満期保有目的のもの	744,945	744,918	△27
（３）現金預け金	186,158	186,158	—
資産計	23,688,681	25,225,735	1,537,054
（１）債券	19,196,481	19,956,439	759,958
（２）借入金	64,500	65,131	631
負債計	19,260,981	20,021,570	760,589
デリバティブ取引（＊１） ヘッジ会計が適用されているもの	485	485	—
デリバティブ取引計	485	485	—

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 25 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

（２）有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳

簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国庫短期証券	419,945	419,918	△27
	譲渡性預金	325,000	325,000	—
	小計	744,945	744,918	△27
	合計	744,945	744,918	△27

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	74,863	74,863	485	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	985,392	985,392	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	95,000	—	※2	
合計			1,250,225	1,155,255	485	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,547,898	1,595,085	1,609,039	1,562,797	1,503,559	6,596,035	6,927,256	1,415,905
有価証券								
満期保有目的のもの	745,000	—	—	—	—	—	—	—
預け金	186,158	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,358,110	1,731,876	1,608,250	1,872,536	1,725,554	7,873,926	1,821,865	220,000
借入金	—	—	—	—	—	64,500	—	—

II 当中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。このため機構は、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 26 年 9 月 30 日現在、以下のとおりであります。

○ アウトライヤー比率 （ ）内は前年同期比

(単位:百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	18.3% (+0.2%)	△467,734 (△49,515)	△1,681,482 (△268,070)	1,213,748 (+218,554)	2,562,501 (+247,601)

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 26 年 9 月 30 日現在の国債レートをを用いてお

ります。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 26 年 9 月 30 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 26 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 38,362 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 38,900 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,119,767	24,870,037	1,750,270
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	408,999	408,997	△2
(3) 現金預け金	717,990	717,990	—
資産計	24,246,757	25,997,024	1,750,267
(1) 債券	19,462,642	20,323,077	860,434
(2) 借入金	75,500	77,130	1,630
(3) 金融商品等受入担保金	103,223	103,223	—
負債計	19,641,366	20,503,432	862,065
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されているもの	4	4	—
デリバティブ取引計	4	4	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 26 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国庫短期証券	29,999	29,997	△2
	譲渡性預金	379,000	379,000	—
	小計	408,999	408,997	△2
合計		408,999	408,997	△2

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	83,500	83,500	4	取引先金融機関から提示された価格によっている。
	支払変動・受取固定		58,500	58,500	442	
	支払固定・受取変動		25,000	25,000	△437	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	115,000	115,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,131,059	1,131,059	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	109,000	-	※2	
合計			1,438,559	1,329,559	4	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	貸付金	1,598,723	1,641,283	1,635,219	1,592,525	1,559,002	6,709,974	6,915,883
有価証券								
満期保有目的のもの	409,000	—	—	—	—	—	—	—
預け金	717,990	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	債券	1,731,876	1,658,250	1,872,536	1,725,554	1,854,643	8,285,659	2,120,195
借入金	—	—	—	—	30,000	45,500	—	—

Ⅲ 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動すること

で利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。これに対しては、原則、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前述のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

なお、平成 24 年度までは管理目標として使用していたアウトライヤー比率については、①金利変動準備金等を貸付に充当しているため、貸付額に見合う債券発行を必要としないこと、②長期固定の貸付を行うという機構の業務の性格上、貸付・債券双方ともデュレーションが長い上、そのギャップが大きいこと、といった制度設計上の理由により、高水準で推移するという特殊性が明らかになったことから、平成 25 年度より管理目標には使用しないこととしております。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、平成 24 年度までは管理目標として使用し、平成 25 年度からは定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 26 年 3 月 31 日現在、以下のとおりであります。

○ アウトライヤー比率 （ ）内は前年同期比

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	20.7% (+0.4%)	△482,037 (△59,251)	△1,569,733 (△243,780)	1,087,695 (+184,529)	2,331,670 (+249,247)

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成26年3月31日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成26年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成26年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は42,286百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は42,993百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に

よった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,082,976	24,608,923	1,525,946
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	533,998	533,998	△0
(3) 現金預け金	467,175	467,175	-
資産計	24,084,150	25,610,096	1,525,945
(1) 債券	19,423,743	20,180,752	757,009
(2) 借入金	95,500	96,096	596
(3) 金融商品等受入担保金	43,530	43,530	-
負債計	19,562,773	20,320,379	757,606
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 26 年 3 月 31 日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	国庫短期証券	19,998	19,998	△0
	譲渡性預金	514,000	514,000	-
	小計	533,998	533,998	△0
合計		533,998	533,998	△0

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、短期借入金については、借入期間がすべて短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	105,000	105,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,097,523	1,097,523	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	103,000	-	※2	
合計			1,305,523	1,202,523	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
	貸付金	1,572,391	1,626,590	1,619,955	1,571,660	1,532,455	6,673,031	6,970,977
有価証券								
満期保有目的のもの	534,000	-	-	-	-	-	-	-
預け金	467,175	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	1,952,196	1,730,970	1,822,228	1,736,489	1,804,268	8,238,330	1,959,780	193,500
借入金	20,000	-	-	-	30,000	45,500	-	-

(有価証券関係)

I 前中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 25 年 9 月 30 日現在)

(単位: 百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	419,945	419,918	△27	—	△27
譲渡性預金	325,000	325,000	—	—	—
合計	744,945	744,918	△27	—	△27

- (注) 1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格に基づいております。
2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 26 年 9 月 30 日現在)

(単位: 百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	29,999	29,997	△2	—	△2
譲渡性預金	379,000	379,000	—	—	—
合計	408,999	408,997	△2	—	△2

- (注) 1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格に基づいております。
2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

III 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 26 年 3 月 31 日現在)

(単位: 百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	19,998	19,998	△0	—	△0
譲渡性預金	514,000	514,000	—	—	—
合計	533,998	533,998	△0	—	△0

- (注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。
2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
	<p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リ</p>	<p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
	<p>スクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

(退職給付関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要	_____	_____	当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2. 確定給付型の制度	_____	_____	<p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <p>期首における退職給付引当金 141 百万円</p> <p>退職給付費用 12 百万円</p> <p>退職給付の支払額 △28 百万円</p> <p>制度への拠出額 <u>△9 百万円</u></p> <p>期末における退職給付引当金 <u>116 百万円</u></p> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表</p> <p>積立型制度の退職給付債務 305 百万円</p> <p>年金資産 <u>△218 百万円</u></p> <p>87 百万円</p> <p>非積立型制度の退職給付債務 <u>29 百万円</u></p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>116 百万円</u></p> <p>退職給付引当金 <u>116 百万円</u></p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>116 百万円</u></p>

項目	前中間事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)	当中間事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
			(3)退職給付に関する損益 簡便法で計算した退職給 付費用 12 百万円

(勘定別情報関係)

I 前中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）
（平成 25 年 9 月 30 日現在）

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	8,139,991	14,617,585		22,757,577
有価証券	744,945			744,945
現金預け金	186,158			186,158
その他資産	3,681	9,190		12,871
有形固定資産	2,581			2,581
無形固定資産	823			823
一般勘定貸		678,812	△ 678,812	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	242,831		△ 242,831	
資産の部合計	9,321,013	15,305,587	△ 921,643	23,704,957
負債の部				
債券	6,260,613	12,935,867		19,196,481
借入金	64,500			64,500
その他負債	1,953	10,896		12,849
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	145			145
役員退職慰労引当金	25			25
地方公共団体健全化基金	921,082			921,082
基本地方公共団体健全化基金	915,670			915,670
組入地方公共団体健全化基金	5,412			5,412
管理勘定借	678,812		△ 678,812	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		242,831	△ 242,831	
特別法上の準備金等	1,320,000	2,062,326		3,382,326
金利変動準備金	1,320,000			1,320,000
公庫債権金利変動準備金		1,991,732		1,991,732
利差補てん積立金		70,593		70,593
負債の部合計	9,247,195	15,251,921	△ 921,643	23,577,473
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	63,344			63,344
一般勘定積立金	50,221			50,221
一般勘定中間未処分利益	13,122			13,122
評価・換算差額等	△ 6,128			△ 6,128
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	73,817	53,666		127,484
負債及び純資産の部合計	9,321,013	15,305,587	△ 921,643	23,704,957

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	57,423	185,829	△ 9,900	233,351
資金運用収益	52,282	179,503		231,786
役務取引等収益	85			85
その他経常収益	1,479			1,479
地方公共団体健全化基金受入額	1,457			1,457
その他の経常収益	22			22
管理勘定事務受託費	546		△ 546	
地方公共団体健全化基金受取利息	3,028		△ 3,028	
一般勘定貸受取利息		165	△ 165	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		6,159	△ 6,159	
経常費用	44,301	100,588	△ 9,900	134,989
資金調達費用	35,129	95,042		130,172
役務取引等費用	37	103		141
その他業務費用	1,559	1,773		3,332
営業経費	1,248	93		1,342
その他経常経費	0			0
管理勘定借支払利息	165		△ 165	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	6,159		△ 6,159	
一般勘定事務委託費		546	△ 546	
地方公共団体健全化基金支払利息		3,028	△ 3,028	
経常利益	13,122	85,240		98,362
特別利益	220,000	875,291	△ 220,000	875,291
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		870,000		870,000
利差補てん積立金取崩額		5,291		5,291
特別損失	220,000	960,532	△ 220,000	960,532
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		90,532		90,532
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		650,000		650,000
中間純利益	13,122			13,122

II 当中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）
（平成 26 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
資産の部				
貸付金	9,876,279	13,243,487		23,119,767
有価証券	408,999			408,999
現金預け金	717,990			717,990
その他資産	3,985	8,176		12,161
有形固定資産	2,827			2,827
無形固定資産	1,176			1,176
一般勘定貸		681,239	△ 681,239	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	192,831		△ 192,831	
資産の部合計	11,204,091	13,932,903	△ 874,070	24,262,923
負債の部				
債券	7,778,930	11,683,712		19,462,642
借入金	75,500			75,500
金融商品等受入担保金	103,223			103,223
その他負債	2,503	8,864		11,367
賞与引当金	56			56
役員賞与引当金	6			6
退職給付引当金	108			108
役員退職慰労引当金	21			21
地方公共団体健全化基金	919,840			919,840
基本地方公共団体健全化基金	918,775			918,775
組入地方公共団体健全化基金	1,064			1,064
管理勘定借	681,239		△ 681,239	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		192,831	△ 192,831	
特別法上の準備金等	1,540,000	1,993,828		3,533,828
金利変動準備金	1,540,000			1,540,000
公庫債権金利変動準備金		1,932,826		1,932,826
利差補てん積立金		61,001		61,001
負債の部合計	11,101,429	13,879,236	△ 874,070	24,106,595
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	92,215			92,215
一般勘定積立金	76,732			76,732
一般勘定中間未処分利益	15,482			15,482
評価・換算差額等	△ 6,155			△ 6,155
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	102,661	53,666		156,327
負債及び純資産の部合計	11,204,091	13,932,903	△ 874,070	24,262,923

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）
（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	65,761	162,146	△ 8,391	219,515
資金運用収益	60,166	156,540		216,706
役務取引等収益	81			81
その他業務収益	0			0
その他経常収益	2,726			2,726
地方公共団体健全化基金受入額	2,721			2,721
その他の経常収益	5			5
管理勘定事務受託費	446		△ 446	
地方公共団体健全化基金受取利息	2,339		△ 2,339	
一般勘定貸受取利息		54	△ 54	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		5,552	△ 5,552	
経常費用	50,278	86,944	△ 8,391	128,831
資金調達費用	41,550	82,680		124,230
役務取引等費用	46	101		147
その他業務費用	1,676	1,268		2,944
営業経費	1,399	109		1,508
管理勘定借支払利息	54		△ 54	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	5,552		△ 5,552	
一般勘定事務委託費		446	△ 446	
地方公共団体健全化基金支払利息		2,339	△ 2,339	
経常利益	15,482	75,201		90,683
特別利益	220,000	224,680	△ 220,000	224,680
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		4,680		4,680
特別損失	220,000	299,881	△ 220,000	299,881
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		79,881		79,881
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	15,482			15,482

Ⅲ 前事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）
（平成26年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	9,178,637	13,904,339		23,082,976
有価証券	533,998			533,998
現金預け金	467,175			467,175
金融商品等差入担保金	370			370
その他資産	3,524	9,512		13,036
有形固定資産	2,836			2,836
無形固定資産	938			938
一般勘定貸		923,486	△ 923,486	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	192,831		△ 192,831	
資産の部合計	10,380,311	14,837,337	△ 1,116,317	24,101,331
負債の部				
債券	6,983,259	12,440,483		19,423,743
借入金	95,500			95,500
金融商品等受入担保金	43,530			43,530
その他負債	2,667	11,729		14,397
賞与引当金	50			50
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	116			116
役員退職慰労引当金	22			22
地方公共団体健全化基金	922,561			922,561
基本地方公共団体健全化基金	918,775			918,775
組入地方公共団体健全化基金	3,785			3,785
管理勘定借	923,486		△ 923,486	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		192,831	△ 192,831	
特別法上の準備金等	1,320,000	2,138,627		3,458,627
金利変動準備金	1,320,000			1,320,000
公庫債権金利変動準備金		2,072,945		2,072,945
利差補てん積立金		65,681		65,681
負債の部合計	10,291,202	14,783,671	△ 1,116,317	23,958,556
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	76,732			76,732
一般勘定積立金	76,732			76,732
評価・換算差額等	△ 4,225			△ 4,225
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	89,109	53,666		142,775

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
負債及び純資産の部合計	10,380,311	14,837,337	△ 1,116,317	24,101,331

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）
（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	117,626	360,076	△ 19,313	458,388
資金運用収益	107,355	347,803		455,158
役務取引等収益	117			117
その他業務収益	0			0
その他経常収益	3,112			3,112
地方公共団体健全化基金受入額	3,084			3,084
その他の経常収益	28			28
管理勘定事務受託費	1,035		△ 1,035	
地方公共団体健全化基金受取利息	6,004		△ 6,004	
一般勘定貸受取利息		314	△ 314	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		11,958	△ 11,958	
経常費用	91,115	198,535	△ 19,313	270,337
資金調達費用	73,289	187,658		260,947
役務取引等費用	78	202		281
その他業務費用	3,058	3,451		6,509
営業経費	2,415	182		2,598
その他経常費用	0			0
管理勘定借支払利息	314		△ 314	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	11,958		△ 11,958	
一般勘定事務委託費		1,035	△ 1,035	
地方公共団体健全化基金支払利息		6,004	△ 6,004	
経常利益	26,510	161,540		188,051
特別利益	220,000	880,203	△ 220,000	880,203
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		870,000		870,000
利差補てん積立金取崩額		10,203		10,203
特別損失	220,000	1,041,744	△ 220,000	1,041,744
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		171,744		171,744
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		650,000		650,000
当期純利益	26,510			26,510

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（平成 26 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

現金預け金	銀行への預け金 717,990 百万円その他であります。
その他資産	未収収益 11,667 百万円（貸付金利息 11,492 百万円その他）、その他の資産 494 百万円（金利スワップ資産 375 百万円その他）であります。

②負債の部

その他負債	未払費用 10,799 百万円（債券利息 10,681 百万円その他）、その他の負債 559 百万円（金利スワップ負債 375 百万円、未払金 107 百万円その他）その他であります。
-------	--

(3) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

平成 26 年 11 月 19 日

地方公共団体金融機構
理事長 渡邊雄司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡村俊克	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋澤克彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深田豊大	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山修一郎	印

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 7 期事業年度の中間会計期間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含ま

れる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の平成 26 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第 5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。